

静岡県告示第113号

静岡県私立高等学校等奨学給付金助成事業実施要綱（平成30年静岡県告示479号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月24日

静岡県知事 川勝平太

改正前					改正後				
<p>第4 給付金の年額</p> <p>高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、校種及び課程等に応じ、次の表に定める額とする。</p>					<p>第4 給付金の年額</p> <p>高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、校種及び課程等に応じ、次の表に定める額とする。</p>				
世帯の区分		高等学校等の種類及び課程等			世帯の区分		高等学校等の種類及び課程等		
		私立の通信制及び高等学校等専攻科以外	私立の通信制	私立の高等学校等専攻科			私立の通信制及び高等学校等専攻科以外	私立の通信制	私立の高等学校等専攻科
(略)					(略)				
生活保護（生業扶助）世帯でない世帯	第3(4)イに規定する世帯	<u>113,500円</u>	<u>48,100円</u>	<u>48,100円</u>	生活保護（生業扶助）世帯でない世帯	第3(4)イに規定する世帯	<u>139,600円</u>	<u>60,100円</u>	<u>60,100円</u>
	第3(4)ウに規定する世帯	<u>148,000円</u>	<u>48,100円</u>	<u>48,100円</u>		第3(4)ウに規定する世帯	<u>160,000円</u>		
<p>※ 上記単価表の第3(4)イ及びウに規定する世帯への支給額には、オンライン学習に係る通信費相当の年額10,000円を含む。</p>					<p>※ 上記単価表の第3(4)イ及びウに規定する世帯への支給額には、オンライン学習に係る通信費相当の年額10,000円及び支援が必要と考えられる教育費分（私立の通信制及び高等学校等専攻科以外において、第3(4)イに規定する世帯に該当する場合は、年額26,100円、それ以外の生活保護（生業扶助）世帯でない世帯に該当する場合は、年額12,000円）を含む。</p>				
(略)					(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示から施行する。